

●消費生活相談事例●

簡単に高額収入を得られるという副業の儲け話に注意!



スマホで副業を探していると「3日で5万円稼ぐことができる」というサイトを見つけ、「商品を輸入し転売して儲ける方法」という情報商材を1万円で購入した。使い方が分からなかったためサイトに電話すると、今度は30万円のCD-ROMの情報商材を勧められ購入したが、儲かりそうにないので解約したい。(総社市・女性)

消費者へのアドバイス

最近、「1日数分の作業で月に数百万円を稼ぐ」「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金儲けのノウハウと称して、インターネットで取引する情報商材に関連した相談が増えています。

「高額収入を得る方法を教える」という広告を見て連絡をしたところ、副業や投資で儲けることができるノウハウを教えると勧誘され、高額な情報商材を契約したが、実際には説明と異なり儲からないといったトラブルです。

情報商材のトラブルでは、一度契約をすると、次々と契約するよう強く迫られます。お金がないと断っても、クレジット契約や借金をして高額な契約を結ぶよう言われます。しかし、広告や説明と異なり儲かること

はなく、サポートや返金保証がないことがあります。

副業や兼業を希望する人は年々増加しており、副業をしたい人が情報商材のトラブルに巻き込まれていくおそれがあります。

情報商材は契約前に中身を確認することができません。トラブルにあわないためには、怪しいと思ったら連絡しないことです。高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったりしたら、きっぱりと契約を断ってください。

不安に思ったときやトラブルになったときには、お住まいの自治体の消費生活相談窓口(消費者ホットライン☎188)等にご相談ください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

成年年齢が18歳に引き下げられます

2022年(平成34年)4月1日から民法の成年年齢が18歳に引き下げられ、高校3年生でも誕生日を迎えると成年になります。

若者の消費者被害は、現在は20歳になってから急増していますが、成年年齢の引き下げ以降は18歳から未成年者取消権が認められなくなるため、高校生であっても悪質業者のターゲットになり消費者トラブルに巻き込まれていくことが懸念されます。

■「消費者力」を身につけましょう

- 契約やお金の使い方に関する正しい知識を学びましょう。
- エステやマルチ商法など、若者の被害が目立つ消費者トラブルについて学びましょう。
- クーリング・オフ制度や消費者契約法、特定商取引法など、消費者をトラブルから守る社会の仕組み知っておきましょう。
- 困ったときの相談は、お住まいの自治体の消費生活相談窓口(消費者ホットライン☎188)です。

第4回消費生活講座

「食事の延長線上にあるクスリ

漢方薬 ～現代漢方事情～ 講師：就実大学薬学部 特任教授 緋田哲治さん

11月15日(木) 13:30~15:00
きらめきプラザ4階401会議室

第5回消費生活講座

「セカンドライフと生命保険」

講師：公益財団法人生命保険文化センター 専任講師 山口良司さん

平成31年
2月14日(木) 13:30~15:00
きらめきプラザ4階401会議室

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。

センターからの

2018
11・12月号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2018.11月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- スマートフォンのセット契約や使い方など携帯電話のトラブル
- 思いがけない高額請求～広告を見て頼んだ不用品回収～
- 長期使用の製品事故に注意しましょう!
- 乳児の転落事故に注意しましょう!
- 高齢者の転倒・転落事故を防ぎましょう!
- 消費生活相談事例 簡単に高額収入を得られるという副業の儲け話に注意!
- 成年年齢が18歳に引き下げられます
- 平成30年度消費生活講座(第4回、第5回)

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086 (226) 0999 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… 0868 (23) 1247 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

スマートフォンのセット契約や使い方など携帯電話のトラブル

～高齢者の相談が増加しています～

スマートフォンの機種変更の際に、通話、データ量とも一番安いプランを希望すると、タブレット端末とのセット契約と言われた。タブレット端末は不要と断ったが、一番安いプランはセット契約と言われたので申し込みをした。ヘッドホンと充電器は料金の説明がないので無料だと思っていた。

ところが、請求が来てみると高額なので、料金センターに問い合わせたところ、スマートフォン、タブレット端末、ヘッドホン、充電器、2回線分の事務手数料、50ギガバイトのデータ通信プランになっていた。また、スマートフォンとタブレット端末は別々の契約が可能で、ヘッドホンと充電器は有料であることが分かった。

スマートフォンなど携帯電話は、今や生活に欠かせないものになっていますが、その一方で「スマートフォンを契約したら、不要なタブレット端末や付属品とのセット契約だった」「スマートフォンを契約したが、使いこなせない」といった相談が寄せられており、特に高齢者からの相談が増加しています。

- 契約するときには何に料金が発生するか、相手任せにせず、自分で契約内容を確認しましょう。
- 解約時にかかる料金や割引サービスの内容も確認しましょう。
- 携帯電話会社等が提供するスマートフォン教室等を活用しましょう。
- 契約をキャンセルしたいと思った場合には、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合には、お近くの消費生活相談窓口(消費者ホットライン☎188)等に相談しましょう。



詳しくは、国民生活センター セット契約 検索

思いがけない高額請求 ～広告を見て頼んだ不用品回収～

事例1

不要になった電化製品を買い取ってもらおうと、インターネットに広告の出ている不用品買取業者に来てもらったところ「電化製品は5年経過しているので買い取れない。処分する」と言われたので了承した。ところが、そのとき処分費用の説明はなかったのに、トラックに積み込みが完了した後、業者からいきなり12万円を請求された。



事例2

不用品を処分するためにインターネットに広告の出ている業者に電話をすると、費用は1万5,000円と言われたので見積りを依頼することにしました。ところが、来訪した業者はいきなり積み込みを始め、15万円を請求してきた。

- 広告を見て業者に不用品回収を依頼する場合、広告に記載されている金額で契約できるとは限りません。
- 事前に複数の業者から見積もりを取り、料金だけではなく作業内容も比較検討しましょう。
- 作業終了後に突然高額な金額を請求されることがあります。契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。
- 一人で対応していると、業者に強く言われると断れなくなってしまいがちです。特に高齢者などは、家族や周りの人に立ち会ってもらいましょう。
- 不審に思ったら、お住まいの自治体の消費生活相談窓口（消費者ホットライン☎188）等にご相談ください。

詳しくは、[国民生活センター 廃品回収](#)

長期使用の製品事故に注意しましょう！

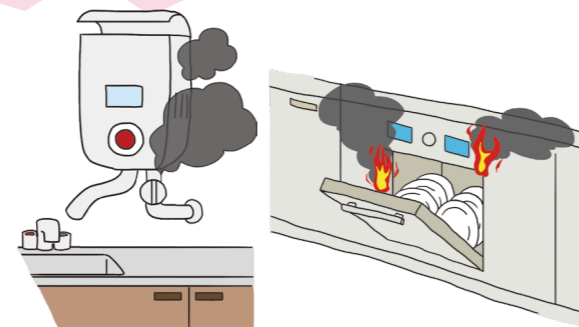
「湯沸器を使用中、配管カバーの一部が焦げた」「ビルトイン式の食器洗い乾燥機を使用中に火災が発生した」など、湯沸器や給湯器、食洗機などの製品は、長い間使っていると部品が劣化し火災などを伴う事故が発生する可能性が高まります。

このような事故を防ぐために、平成21年に「**長期使用製品安全点検制度**」が設けられました。「特定保守製品」(注)を新たに購入した方は、所有者情報を登録し点検を受けることになっています。制度開始から10年近くが経過し、初期に製品を購入した方には点検の案内が届く時期です。案内があったときには、忘れずに点検を受けましょう。

また、現在、登録されているのは対象製品の約4割にとどまっています。お持ちの製品が未登録の場合には、製造業者等に連絡を取り所有者情報を登録しましょう。

- 対象製品を購入した際は、**所有者情報を登録**しましょう。また、未登録の方も登録しましょう。
- 平成21年より前に製造された製品を持っている場合にも、**10年を目安に点検**を受けましょう。
- リコール対象製品にあたる場合には、不具合がなくても使用を中止し、販売店や製造事業者に必ず連絡してください。

注：石油ふろがま、石油給湯器、密閉燃焼式石油温風暖房機、屋内式ガスふろがま、屋内式ガス瞬間湯沸器、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機



詳しくは、[製品評価技術基盤機構 \(nite\)のホームページ](#)

「nite 長期使用製品安全点検制度」

乳児の転落事故に注意しましょう！

0歳児、1歳児を、「まだ、動けないはず」と思い込んで大人用ベッドに一人で寝かせることのないよう気をつけましょう。0歳児、1歳児が大人用ベッドから転落すると、重心が頭部寄りであるため頭から落ちやすく、頭蓋骨骨折など重篤なけがをすることがあります。また、転落の際にベッドと壁などの間に頭が挟まれて窒息し、場合によっては死亡することがあります。

事例1

大人用ベッドに寝かしつけて、目を離した間に転落した。頭蓋骨骨折になり、6日間入院した。
(当事者：0歳児)

事例2

大人用ベッドに寝かしつけ寝室を離れている間に、壁とベッドの隙間に挟まるように転落し呼吸が止まっていた。
(当事者：0歳児)



■事故を防ぐために

- 満2歳になるまでは、大人用ベッドではなく、できるだけベビーベッドに寝かせましょう。
- 寝かしつけのために大人用ベッドを使用するときは、子どもを一人にしないようにしましょう。
- 頭や顔が挟まらないよう、**ベッドと壁の隙間をなく**しましょう。
- ベッドの周りに、子どもの顔が埋まってしまうような柔らかい毛布やクッションを置かないようにしましょう。

詳しくは、[消費者庁 事故防止](#)

高齢者の転倒・転落事故を防ぎましょう！

事例1

脚立を使って作業中、バランスを崩して落下し、外傷性くも膜下出血と頭蓋骨骨折で入院した。
(70歳代 男性)

事例2

自宅でもろけて転倒し、テレビの角に頭を打ちつけた。出血が止まらないため救急搬送されたが、意識を失いけいれんを起こして入院した。
(80歳代 女性)



高齢者の転倒・転落事故による救急搬送者数は年齢が上がるにつれて増加し、傷害の重いものの割合が増加しています。また、事故による死亡者数も同様の傾向があり、特に、人口10万人当たりで見ると75歳以上では5歳上がるごとに死亡者数が倍増し、90歳以上では人口10万人当たり123人と70歳代後半の約10倍になっています。

高齢者の転倒・転落事故は骨折や頭部外傷等の重大な傷害を招き、寝たきりなど**介護が必要な状態になる**こともあります。事故は、高齢者本人だけではなく、家族や親戚、近隣の方など身近にいる人が気をつけることで防ぐことができます。

- **高齢者の身の回りを確認**して、手すりや足下の照明を設けたり、段差など事故の原因となるものを減らしましょう。
- 加齢による身体機能の低下、病気や薬の副作用など、**高齢者の身体の状態**について日頃から把握しておきましょう。
- 事故が発生したときの対処法を事前に確認しておきましょう。
 - ・意識がないなど明らかに異常がある場合には、迷わず救急車を呼びましょう。
 - ・時間がたってから異常が出ることもあります。歩き方がおかしかったり、舌がもつれたりしていないか、しばらくの間、周囲の人は気にかけるようにしましょう。

詳しくは、[消費者庁 転倒・転落事故](#)